

カラスの習性と巣の撤去について

これから7月ごろまでは、カラスの繁殖シーズンです。カラスは、卵を産んでから20日前後でヒナがかえり、その後1か月ほどで巣立ちます。この間、非常に警戒心が強くなり、子を守ろうと人を威嚇し、時には《攻撃》します。カラス対策として、いたずらをしない・目をそらさない・傘をさす・巣やヒナには近づかないなどが有効です。ヒナが生まれたあとは、巣に近寄らずに巣立つまでそつと見守ることも大切です。※野生動物（カラスを含む）の産卵後の巣の撤去は《鳥獣保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律》により原則認められていません。ただし、威嚇があまりにもひどいときは、巣がある場所の土地の管理者が有害鳥獣捕獲の許可を得た業者に巣を撤去してもらうことが可能です。次の場所で見つけた場合は、それぞれの連絡先にご相談ください。

場 所	連 絡 先	電話・FAX 番号
市内の公園・緑地	千歳市環境整備事業協同組合	☎(24)1366 FAX(27)2861
市営住宅敷地内の公園・緑地	市営住宅窓口センター	☎0800(800)1945 FAX(40)8400
市道の街路樹	道路管理課維持係	☎(24)0406 FAX(22)8853
小中学校敷地内	教育委員会企画総務課施設係	☎(24)0829 FAX(27)3743
未広第1・2霊園	千歳市シルバー人材センター	☎(26)2277 FAX(26)1228
防衛省移転跡地	千歳防衛事務所	☎(23)3145 FAX(23)3146
サーモンパーク敷地	観光課観光事業係	☎(24)0366 FAX(22)8851
電柱上（※）	北海道電力ネットワーク(株) 千歳ネットワークセンター	☎0120(06)0348 FAX(22)3170

※電柱の巣は、停電の原因となります。巣を見つけたときはご連絡ください。

**アライグマ・ヒグマに
ご注意ください**
容姿が、タヌキに似ていますが、尾に黒いシマ模様があり、足は細長い5本指です。成獣は粗暴で、在来種の捕食による生態系の破壊、農作物の被害などの被害をもたらします。●見つけても、むやみに近づいたりエサをあげたりしない●病気感染予防のため、ふん尿には触れない。屋外で遊んだ後や、庭仕事の後は十分に手を洗う●生ごみ、ペットのエサの残りなどを外に放置しない●物置、車庫などに侵入されないよう隙間をふさぐ市は、アライグマの捕獲を行っています。ワナの設置を希望する方はご連絡ください。

【ヒグマ】
ヒグマが活動する時期になりました。山菜採りなどに出かけるときは、ラジオや鈴などの鳴り物で音を出しながら行動してください。ごみは必ず持ち帰り、ヒグマの痕跡を見つけたらすぐに引き返しましょう。

くらし

**シルバーおでかけバスを
ご利用ください**
交通政策課
交通政策係
☎(24)0897
FAX(22)8854 本庁舎4階43

《シルバーおでかけバス》は、利用者の少ない日中の時間帯の利用を促進するもので、始発のバス停を10時から16時までの間に出発する市内路線バスに1回100円で乗車できます。【対象】市内居住で75歳以上の方※令和4年3月31日までに75歳になる方も対象です。

【申請に必要なもの】①カラーの顔写真(4.5cm×3.5cm)、②本人確認書類(健康保険証など)※窓口には、申請されるご本人がお越しください。【利用できるバス会社】中央バス、千歳相互観光バス、道南バス、あつまバス

※中央バス「千歳線」(千歳駅前～札幌方面間)は利用不可。あつまバスは千歳駅～新千歳空港間のみ利用可。

**5月の市営住宅の
入居者募集について**
市営住宅課
市営住宅係
☎(24)0427
FAX(22)8853 本庁舎3階38

市営住宅の入居者を募集します。詳細は広報ちとせ5月号、市営住宅窓口センター(千歳タウンプラザ1階)の掲示板かホームページ(4月30日以降)をご覧ください。※定期募集のほか、随時募集している住宅もあります。

【詳細】市営住宅窓口センター
☎0800(800)1945
(通話料無料) FAX(40)8400
幸町4丁目30 千歳タウンプラザ1階

**プレミアム付商品券の利
用期間は4月30日(金)まで**
産業振興部
主幹 産業政策担当
☎(24)0116
FAX(22)8851 本庁舎1階11

ちとせスーパープレミアム付商品券(追加販売分)の利用期間は、4月30日(金)までです。お手元の商品券は期間内にお忘れなくご利用ください。なお、利用期間にかかわらず、一度購入した商品券は、払い戻しや現金との引き換えができませんのでご注意ください。

大規模盛土造成地の 調査結果について

まちづくり推進課 ☎(24)0463
開発指導係 FAX(22)8854 本庁舎4階43

市民の皆さんに防災意識を高めていただくことを目的に《大規模盛土造成地マップ》と《調査の結果表》を公表しています。

令和2年度に市内にある大規模盛土造成地35か所のうち、ゴルフ場やスキー場を除く、住宅地や工業用地にある22か所を対象に地すべりの危険性について調査を行い、すべての箇所について、『現状においては地すべりの危険性は低く詳しい調査を行う必要はない』という結果になりました。

※マップは一定規模以上の盛土造成地のおおむねの位置と規模を示したものです。※今後、国などの考え方を踏まえ、最終的な安全性の確認を行う予定です。

【閲覧方法1】まちづくり推進課窓口でA2版マップと調査の結果表の閲覧ができます。配布はしていませんが、撮影は可能です。



【閲覧方法2】市ホームページから閲覧できます。データのダウンロードも可能です。

電子申請などによる 住居表示の申請について

事業庶務課 ☎(24)0691
用地庶務係 FAX(22)8853 本庁舎3階35

メールまたはFAX、郵送(配送)により《建物、その他工作物の新築届出》および《住居番号(設定・変更・廃止)申出及び証明》などの申請手続ができます。また、通知書および証明書は窓口で交付するほか、郵送(配送)でも受け取り可能です。

【申請内容】①建物、その他の工作物新築届出
※添付書類…配置図(敷地内に住宅が書かれている図面)、付近見取図、地積測量図(分筆、合筆の場合)
②住居番号(設定・変更・廃止)申出
※添付書類…当該建物および工作物の主要な出入口、街区外への通路方位などを明らかに記載した付近見取図

③住居番号(設定・変更・廃止)証明、住居表示変更証明
【申請方法】窓口、メール、FAX、郵送(配送)
※申請用紙は、窓口、市ホームページ、メール、FAXにより入手可。

【送信先】事業庶務課Eメール
jgyoshomu@city.chitose.lg.jp
【手数料】無料

【受取方法】窓口、郵送(返信用封筒に郵送料分の切手を貼付)、配送(着払い)

※郵送料および配送料は申請者負担となります。
【受付開始日】4月1日(木)
※詳細は市ホームページをご覧ください。

**千歳市議会議員選挙に
関するお知らせ**
選挙課
選挙係 ☎(24)0796
FAX(42)2727 本庁舎1階地下1

市議会議員選挙の日程

【告示日】5月23日(日)
【投票日】5月30日(日) 7時～20時(農民研修センターと支笏湖市民センターの投票所は7時～19時)

期日前投票

市内全域の方が対象

・市役所1階市民ロビー／5月24日～29日 8時30分～20時
・日本航空大学校 北海道新千歳空港キャンパス(泉沢1007、95)／5月24日(月)11時～18時
・支笏湖市民センター／5月25日(火)12時～19時
・向陽台支所／5月26日(水)9時30分～17時30分
・ちとせモール(勇舞8丁目1番地)／5月28日～29日 10時30分～18時30分
《幌加、協和、新川、東丘に住んでいる方のみ対象》
・農民研修センター／5月27日(木)10時～14時
※新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、投票所ではマスク着用などの協力をお願いします。投票用紙の記載用として

令和3年 春の市民火災予防運動(4月20～30日)

全国統一防火標語『その火事を 防ぐあなたに 金メダル』

この時季は、空気が乾燥し火災が発生しやすく大変危険です。一人一人が火の取り扱いに十分注意し、火災の発生防止に努めましょう。

あなたのお家の住宅用火災警報器は大丈夫ですか

住宅用火災警報器の設置は義務です。今一度、確認してください。

なぜ設置(維持管理)が必要な

火災の発生を早期に知らせ、あなたや家族の命を守ってくれます。火災による死者の9割は住宅火災であり、亡くなった人の6割が「発見の遅れ」です。

誰が取り付けるの

住宅の関係者と定められています。アパートや賃貸マンションなどの場合は、オーナーと借受人が協議して設置することとなります。

感知器の設置場所は

①寝室、②2階以上に寝室がある階段、③台所 ※ご不明な方はご連絡ください。

買い替え時期は

古くなると部品の寿命や電池切れなどで、火災を感知しなくなることが予想され大変危険です。10年を目安に買い替えるようにしましょう。

消防本部 2階 消防本部予防課 ☎(23)0420 FAX(22)8850

和3年5月30日まで引き続き市内に住んでいる方。

※投票できる方のうち、5月24日から29日までに千歳市以外へ転出する場合、転出手続をする前であれば《期日前投票》ができますが、投票日の当日に投票はできません。

投票入場券の送付

投票できる方に、同一世帯分を世帯主宛に封書で5月23日(日)までに届くよう送付予定
▼選挙公報の配布
5月28日(金)までに配布予定

霊園の空き区画の募集
を行っています

市民生活課 電話(24)02661
生活環境係 FAX(27)37433
第2庁舎2階9

【対象】3年以内に墓石を建立する方

【募集区画】千歳霊園 4㎡規制・19区画、4㎡自由・30区画、6㎡自由・8区画、8㎡自由・24区画、末広第1霊園4㎡自由・64区画、末広第2霊園 4㎡自由・40区画

【募集期間】4月～12月末／市民生活課窓口にて受付

【申請に必要なもの】申請者の本籍地が記載された住民票、印鑑※代理人が申込するときは委任状が必要です。

規格	市内居住の方		市外居住の方	
	使用料	管理料	使用料	管理料
4㎡規制	254,000円	133,100円	342,900円	133,100円
4㎡自由	202,000円	133,100円	272,700円	133,100円
6㎡自由	333,000円	199,650円	449,550円	199,650円
8㎡自由	432,000円	231,000円	583,200円	231,000円

※料金は、申請後2週間以内に納入してください。
※市民生活課でパンフレットを配布しています。

春の全国交通安全運動
(4月6日～15日)

市民生活課 電話(24)02663
防犯・交通安全係 FAX(27)37433
第2庁舎2階9

▼千歳市の重点項目

- 新入学児童の事故防止
- 子どもと高齢者の事故防止
- 自転車利用者の事故防止
- 新入学・新学期を迎えた子どもの安全を確保しましょう。

道路を横断するときには横断歩道を渡る、信号に従うといった基本的な交通ルールを徹底しましょう。
自動車や自転車は、他者に対する思いやりの気持ちを持つて運転しましょう。

4月10日は《交通事故死ゼロをめざす日》です。かけがえない一人一人の命を社会全体で守りましょう。

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、セーフィコール(人波街頭啓発)は中止します。

▼千歳警察署からのお知らせ

4月は自転車利用者が増え、車両と自転車の交通事故が増加する時期です。自動車はもちろん、自転車運転者も交通ルールを守り、「事故を起こさない」「事故にあわない」ように気をつけましょう。

《地デジ広報サービス》
について

広報広聴課 電話(24)31400
メディア推進係 FAX(22)88511
本庁舎1階

市に関する情報を、u h b データ放送《地デジ広報サービス》で配信しています。
テレビで簡単に情報を見ることができまので、ご活用ください。

【使い方】①u h b (8 c h)

- ①チャンネルを合わせる。
- ②リモコンのdボタンを押す。
- ③黄色ボタンを押す。
- ④上下のボタンで記事を選ぶ。

制度

国民年金保険料学生納付
特例の申請について

市民課 電話(24)02667
年金係 FAX(49)20555
第2庁舎1階1

20歳以上の学生で在学中に国民年金保険料の納付が困難な方は、納付が猶予される《学生納付特例》の制度を利用することが出来ます。手続は毎年必要で、令和3年度の申請は4月から受付をしています。
※令和2年度に学生納付特例

地域企業販路開拓支援事業
を「活用ください」

企業振興課 電話(42)05222
企業振興係 FAX(42)05554
アルカディア・プラザ

中小企業者の国内外での販路開拓を支援するため、展示会やマッチングイベントなどに出席する市内事業者に対し、経費の一部を補助します。
(予算の範囲内)

【対象】次の全条件を満たす中小企業者 ①市内に工場、事業所を有すること ②大企業者が実質的な経営に参画していないこと ③展示会などへの出品品が、申請者自ら開発、製造、加工している製品・技術(企画・設計を行い、生産を外部委託するものを含む)であること ④市税を滞納していないこと ⑤条例に規定する暴力団・団員などに該当しないこと

【補助対象期間】令和4年3月31日(木)まで

【補助内容】出展料、装飾料、備品借上料、輸送費、交通費、宿泊費、通訳料に要する経費の2分の1(同一事業者につき3つの展示会への出展が可能で、上限額30万円)

【申請期限】令和4年1月31日(月)17時(必着)

※募集要項などは商業労働課、企業振興課、工業団地ホームページ(https://www.chitose-yuuchi.jp/)から入手可。

参画

市と一緒に取り組むまちづくり活動に参加してください
協働事業・プロモーション事業の実施団体を募集

【募集事業】

《市提案型協働事業》事業を実施するために、市が団体を募集して行う事業(2年間)

《市民協働プロモーション事業》市提案型協働事業の終了後も団体と協働して事業を継続する必要があると市が判断した事業(3年間)

【対象】構成員が5人以上で、会則や収支報告を作成している市民活動団体

【補助金】事業の実施に必要な額を交付(千円単位)

【申込方法】4月30日(金)までに政策推進課に事前相談を行い、それぞれの申込期限までに申請書類(市指定用紙)を持参

※申請書類は、政策推進課か、市ホームページから入手可。

【申込期限】《市提案型協働事業》5月31日(月)まで

《市民協働プロモーション事業》6月30日(水)まで

市提案型協働事業 実施年度：令和4・5年度

事業名	事業内容	事業担当課
千歳の自然を知るイベント開催事業	市内の自然環境をさまざまな体験をもって学び、自然環境に対する意識向上を図るため、バードウォッチングや川の水質等調査、写真展など、年間6回程度の事業を実施する。	環境課
千歳市農業プロモーション事業「千歳市農業の今を知る」	千歳市農業の認知度を高め、販売力の一層の強化に資することを目的に、千歳市の農業者、農産物などの取材・情報発信などを行う。	農業振興課
敬老会開催事業	敬老会(75歳以上の方の長寿を祝福する)の開催および支援を行う。	高齢者支援課
水と緑を歩こう会事業	ウォーキングを始めるきっかけ、または継続していくための動機とするため、水と緑を歩こう会を企画・実施する。	健康づくり課
ウォーキング事業	「ちとせウォーキングマップ」のPR・普及を図るため、マップのコースを歩くイベントを実施する。	健康づくり課
健康まつり事業	参加者が自らの健康を振り返り、健康づくりの意識を高めるきっかけとするため、健康まつりを開催する。	健康づくり課
食育推進事業	市民に対し、食育への関心を高め、生涯にわたって健康な生活が送れるようにするため、食育に関する意識啓発を行う。	健康づくり課
市民協働研修開催事業	市民協働を理解し、実践する職員を育成するため、市民協働に関する研修を開催する。	政策推進課

市民協働プロモーション事業 実施年度：令和4～6年度

事業名	事業内容	事業担当課
ちとせの指定居宅介護支援事業所空き情報	市民が居宅介護支援事業所を適切に選択することができるよう情報発信を行う。	高齢者支援課
つどいの広場の運営	子育て中の親が抱く孤独感や不安感の解消を図るため、親子が気軽に交流し、悩みを相談できる場として「つどいの広場」を提供する。	子育て総合支援センター
千歳市民活動交流センター「ミナクール」の運営	ミナクールの施設機能を最大限発揮し、市民の自主的な活動と交流を通じた生涯学習のまちづくりを推進する。	生涯学習課

事業継続支援給付金の
申請は4月30日(金)まで

産業振興部主幹 電話(24)0116
(産業政策担当) FAX(22)88511
本庁舎1階

新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により、大幅に売上高の減少が生じている市内事業者に対し、事業継続を支援するために受け付けている《事業継続支援給付金》の申請は、4月30日(金)までです。

対象要件を満たす方は、忘れずに申請してください。
対象要件や申請書類など、詳細は、市ホームページや広報ちとせ2月号号外などで確認するか、担当までお問い合わせください。

介護予防活動実施団体の
事業経費を補助します

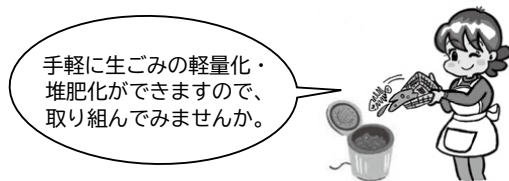
高齢者支援課 電話(24)08966
地域支援係 FAX(23)67000
第2庁舎1階7

介護予防活動実施団体の事業経費合計額の2分の1(上限額3万円)を補助します。
※新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、説明会は行いません。

【対象】市内で介護予防のため活動をしている会員10人以上の高齢者の任意団体(老人クラブなどを除く)

【申請期間】4月19日～5月10日

生ごみ処理機などの購入費を助成します
廃棄物対策課 ☎(23)2110 センター
資源循環推進係 ☎(23)2492



	コンポスト・密閉式容器	電動式生ごみ処理機
助成金額	購入金額の50% 最大3,000円	購入金額の50% 最大20,000円
助成台数	50台程度(申込順) ※1世帯2台まで	13台程度(申込順) ※1世帯1台まで

【申込手順】①申込書(市指定用紙)を市に提出、②助成金交付決定通知書を受領後に市内の販売店で生ごみ処理機などを購入
※同時購入した必要な消耗品(発酵促進剤・消臭剤・防虫剤など)も助成の対象です。
③市に交付請求書などを提出
【注意事項】▼市外の販売店・通信販売などでの購入は対象外です。▼平成20年度以降に助成を受けた方は、同じ品目

福祉サービス利用券の新規指定事業者登録受付
高齢者支援課 ☎(24)0295
高齢福祉係 ☎(23)6700 第2庁舎1階7

【対象】市内で次のいずれかの事業を営む事業者で、市税の滞納がない者
▼公衆浴場または入浴施設
▼公共の浴用に供する温泉施設
▼路線バスやタクシーなどの運行
▼国土交通大臣の許可を受けて行う患者などの輸送サービス
▼特定の地域を対象として設置するバス運行協議会
▼理容師法または美容師法に定める事業者
▼あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師などに関する法律に定める事業者
【申込書類】高齢者支援課で配布する申込書(市指定用紙)、営業許可書などの写し、納税証明書
【申込期間】4月13日～23日(年度途中の登録不可)
※今回の対象は新規登録を希望される事業者のみです。昨年度からの継続登録希望者には、別途ご案内します。

の助成は受けられません。▼交付決定前に購入した方は、助成を受けられません。
【申込開始】4月12日(月)から
【申込書類】申込書は、市内販売店、廃棄物対策課、環境課、市ホームページから入手可。
【申込方法】申込書を郵送、FAXまたは環境課(市役所1階15番窓口)に持参。
【申込先】〒066-0012 美々758-54 千歳市環境センター 廃棄物対策課 資源循環推進係



《エリアプラットフォーム》のメンバーを募集します

商業労働課 ☎(24)0598
商業振興係 ☎(22)8851 本庁舎1階11

グリーンベルト周辺エリアにおける公共空間などを利活用し、自発的なまちづくり活動を推進する《エリアプラットフォーム》の設立に向け、まちづくりに関心のある企業・団体・個人を募集します。
【活動内容】メンバーで定期的に集まり、エリアのめざす姿や、公共空間を有効活用したまちづくりについて意見交換するとともに、検討結果を

踏まえ、エリアのまちづくりの指針となる《仮称》未来ビジョン》を策定します。
【対象】まちづくりに関心と熱意があり、平日の日中に開催する会議(年5回程度)に継続して出席できる企業・団体・個人
【募集人員】5人程度
【任期】令和5年3月まで
【スケジュール】令和3年度エリアプラットフォーム構築、施策の検討、実証実験など/令和4年度(仮称)未来ビジョンの策定
【報酬】なし
【応募方法】応募用紙(市指定用紙)または任意の用紙に、名前(企業名・団体名・個人名)、住所、電話番号、事業内容・活動内容、市民活動やまちづくり活動などに関わった経験、《自身がイメージするグリーンベルト周辺エリアの将来像》および《同エリア活性化に向けて企業(団体・個人)が果たせる役割》について(400字以内)を記入し、メール、郵送、持参または市ホームページから応募。
【詳細・申込】〒066-8686 東雲町2丁目34 千歳市産業振興部 商業労働課 商業振興係 Eメール: shogyorodo@city.chitose.lg.jp

公の施設の管理を行う指定管理者を募集します

契約管財課契約管財係 ☎(24)0535 FAX (22)8854 本庁舎4階41

【対象施設名】下表のとおり
【申請期間】4月26日～6月25日
【事業者説明会】第1回 5月7日(金)、第2回 5月26日(水)/市役所本庁舎4階会議室10
※第1回と第2回の開催内容は同じです。時間は、施設ごとに異なります。
※詳細は、市ホームページをご覧ください。

施設名	所在地	担当課
交通安全教育施設	花園1丁目28番地	市民生活課 ☎(24)0263
共同利用施設(東雲会館・末広会館)	東雲町1丁目10番地ほか	市民生活課 ☎(24)0183
観光施設(美笛キャンプ場)	美笛	観光課 ☎(24)0366
市営牧場・育成畜舎	駒里1032番地の1ほか	農業振興課 ☎(24)0037
グリーンベルト地下駐車場	千代田町4丁目ほか	都市整備課 ☎(24)0697
都市公園・公共広場	春日町1丁目8番地ほか	都市整備課 ☎(24)0697
青少年会館	東雲町1丁目10番地	文化施設課 ☎(24)3131 内線553
体育施設(総合武道館など)	あずさ1丁目3番1号ほか	スポーツ振興課 ☎(24)0855
温水プール	流通3丁目1番9号	スポーツ振興課 ☎(24)0855

子育てサポートボランティアを募集します
生涯学習課 ☎(24)0848
社会教育係 ☎(27)3743 第2庁舎2階10

【活動内容】ママさん教室に参加する家庭の子の託児、子育て学習の支援などを行っていただきます。また、研修会で子育てについて学ぶことも

できます。
【活動時間・場所】おもに9時30分～12時 北ガス文化ホール ※年間20日程度。都合のよい日のみの参加可。
【対象】健康で子育て経験のある方、活動に意欲的な方
【募集人員】若干名
【謝礼】1回1000円

パブリックコメント

《商業振興プラン(素案)》への意見を募集します

【策定の目的】

第3期千歳市商業振興プランは、市民・事業者とともに、事業者の活力を生かすためのめざす姿や基本目標を定め、時代に即した商業振興施策を推進することにより、市民のくらしの豊かさの向上および地域の持続的発展を図ることを目的に策定します。

【計画期間】

このプランは、市の最上位計画である「千歳市第7期総合計画」やそのほかの個別計画との整合性を踏まえており、計画期間は令和3(2021)年度から令和7(2025)年度までの5年間ですが、必要に応じて内容を見直します。

【課題】

- ① 消費者ニーズや社会変化に対応した商業の展開が必要
- ② 商業の魅力向上と効果的な情報発信が必要
- ③ 人が集いにぎわいをもたらすまちづくりが必要

【めざす姿】《変化の中から創出する新たな商業》

【3つの基本方針と施策】

今後の商業振興に向けた取組の方向性を、次の3つの「基本方針」に位置づけ、本プランがめざす姿の実現を図ります。

基本方針Ⅰ『チャレンジする商業』

1. 消費者ニーズや社会変化に対応した商業の展開
2. チャレンジできる環境の整備

基本方針Ⅱ『商業の魅力向上』

1. 交流と連携による新たな商いの創出
2. 事業者の各種課題やニーズに対する支援
3. ターゲットに合わせた情報発信の促進

基本方針Ⅲ『歩いて楽しい人が集まるまちづくり』

1. 市民などが集う多機能なまちの形成
2. 発見とワクワク感のあるコト消費型のまちの形成
3. 歩いて楽しいまちの形成
4. エリアマネジメントの推進

【公表期間・場所】4月15日～5月14日

商業労働課窓口(本庁舎1階11番)、市役所本庁舎1階(市民ロビー・市政情報コーナー)、総合福祉センター、北ガス文化ホール、図書館、公民館、ミナクル、各コミセン、各支所、市ホームページ

【意見の提出方法】

公表場所に設置している意見書(市指定用紙)に必要な事項を記入し、意見箱に投入するか、住所、氏名(法人は事業所名)、電話番号を明記の上郵送、FAX、Eメールで提出(氏名などが無記入のものは意見として取り扱いません。)

【提出先】千歳市 産業振興部 商業労働課 商業振興係
〒066-8686 東雲町2丁目34 本庁舎1階11
☎(24)0598 FAX (22)8851
Eメール shogyorodo@city.chitose.lg.jp



不法投棄は重大な犯罪です
絶対にしてはいけません!

廃棄物対策課 廃棄物対策係
☎(23)2110 FAX(23)2492

《不法投棄とは》

不法投棄とは、廃棄物をルールに従わず、道路脇や空き地などに捨てることです。法律では、「廃棄物を不法に投棄した者は、5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金または、両方を科す(法人は3億円以下の罰金)」となっています。

「たかが不法投棄」ではなく、重い罰則が待っていることを認識して、正しく処理するようにしてください。

《不法投棄を見かけたら》

・千歳警察署 ☎(42)0110
・不法投棄専用ダイヤル ☎0120(538)742
へ連絡をお願いします。

※日時と場所、廃棄物の種類と量、不法投棄者の人物・車両、通報者の方の住所・氏名などをお知らせください。(改めて内容を確認する場合があります。)

《不法投棄をされないために》

不法投棄をした者が判明しない場合は、土地、建物の所有者、または管理者が自らの責任で適正に処理しなければなりません。

みだりに人が立ち入れないよう、日ごろから、視界を広くし清潔にしておくことや柵や警告看板の設置など適切な土地の管理をお願いします。



国保医療課
国保料係
☎(24)0279
FAX(23)6700
【第2庁舎1階2】

国民健康保険料と後期高齢者医療保険料の納付は、安心で便利な《口座振替》で

国保制度上の世帯主に変更できます
保険料は、世帯主の方が納めることになっています。世帯主自身が国保に加入していないときも、家族が加入しているときは、擬制世帯主として保険料を納付する義務があります。ただし、保険料を完納し、世帯主の同意があれば、加入者を国保制度上の世帯主に変更することができます。

相談

職員募集

スクールカウンセラー による教育相談

青少年課
生徒指導係
☎(24)0859
FAX(27)3743
第2庁舎
2階10

いじめや不登校など、心の悩みをご相談ください。
スクールカウンセラーが専門的な立場で助言・援助を行います。

【対象】 児童・生徒、保護者など

【とき】 4月14日、5月6、31日、6月7、14日(9時～16時)

【ところ】 市役所第2庁舎2階相談室6(前日までの予約制)

【申込】 前日までの予約制

会計年度任用職員を 募集します

高齢者支援課
介護認定係
☎(24)0298
FAX(23)6700
第2庁舎
1階7

【職種】 認定調査員B/1人
【勤務内容】 介護保険の介護認定申請者に対する訪問調査(在宅または施設入所・入院の申請者を訪問し、調査を実施)

【応募資格】 次のすべての条件に当てはまる方/①次のいずれかの資格を有し、記録業務の経験がある。居宅介護支援専門員・保健師・看護師・社会福祉士・理学療法士・作業療法士、②普通自動車運転免許を有し、市内および近隣市町村への運転が可能、③パソコンでワードの操作

が可能

【任期】 令和3年5月10日～令和4年3月31日

【勤務場所】 市役所第2庁舎1階 高齢者支援課

【勤務形態】 月～金のうち3日間/8時45分～17時15分

【報酬】 月額89,800円/社会保険・雇用保険適用

【申込方法】 申込書(市指定用紙)、資格証明書の写しを持参または郵送

【申込期限】 4月21日(水)

※郵送は簡易書留で同日必着。

【選考方法】 書類選考の上面接/日程は後日連絡

市営・学校プール管理補助員を募集します

スポーツ振興課
スポーツ施設係
☎(24)0855
FAX(22)8851
本庁舎
1階13

【募集人員】 40人

【勤務内容】 市プールの清掃や監視、水質管理など

【勤務先】 青葉、北栄、北斗、信濃、北陽、日の出、末広、

向陽台、駒里、東の各プール
※勤務先は、希望に添えないことがあります。

【勤務体制】 平日…午前1人、午後2人/土・祝・夏休み期間中…午前午後ともに2人

※週4日程度の勤務(勤務先により異なる場合があります)。

【勤務時間】 8時45分～17時15分の中でシフト勤務

【報酬】 月額70,950円

※通勤費別途支給。

【任用期間】 令和3年6月中旬～令和3年9月中旬

【申込方法】 4月16日(金)までに履歴書(市指定用紙)を持参
※履歴書はスポーツ振興課で配布します。